

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案 賛成討論

私は大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、議員提出議案第 7 号、大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の討論を行います。

先だつての、議会で我が会派は議員一人当たりの政務活動費の交付金を 42 万円に改正する条例案を提案しました。

提案理由として、本市の財政状況が未だ厳しい状況にあり、不断の行政改革が必要とされる中、議員自らが率先して身を切る覚悟を示す必要があることや、大阪市特別職 報酬等審議会においても、政務活動費は支出内容の 8 割が事務所費及び人件費であることから、第二の報酬と見るべきで、懸念のある政務活動費は廃止すべきという意見をはじめ、縷々の厳しい意見が出た上で、「市長・副市長の給料、議員報酬と同様、水準は旧五大都市の下位とする」という答申が出されたことを挙げさせて頂きました。

しかし、前回の我が会派の提案は否決されてしまいました。

この度の、条例は、特例条例により、現行の政務活動費の議員 1 人当たりの交付金額 57 万円を 1 割減額し、51.3 万円としている措置を約 1 年間延長する条例であり、実質的な減額にはなっていません。

また、この条例は、我が会派が求めた、支給額どころか、報酬等審議会の答申にあった、政務調査費の適当額 48.5 万円にも達しておらず、その上、この特例条例措置も平成 28 年 3 月 31 日までとしていることを勘案するに、身を切る覚悟を全く感じることはできません。しかしながら、我々や報酬審の提案が、放置され続けたとしても、政務活動費は議員一人当たり 51.3 万円から本則の 57 万円と戻ってしまうことは事実であります。

満足解にも至らないですが、市民負担の増加をさせないためにも、現状維持とする、本条例案に賛成し、せめて時代の要請に逆行しない姿勢を示したいと思えます。

以上、私からの賛成討論とさせていただきます。